

三井住友銀行の
「学べる金融講座」

SMBCオンラインセミナー資料

(作成基準日：2020年12月21日)

(情報提供資料)

想いを繋ぐ 相続対策のポイント

主催

三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

講師

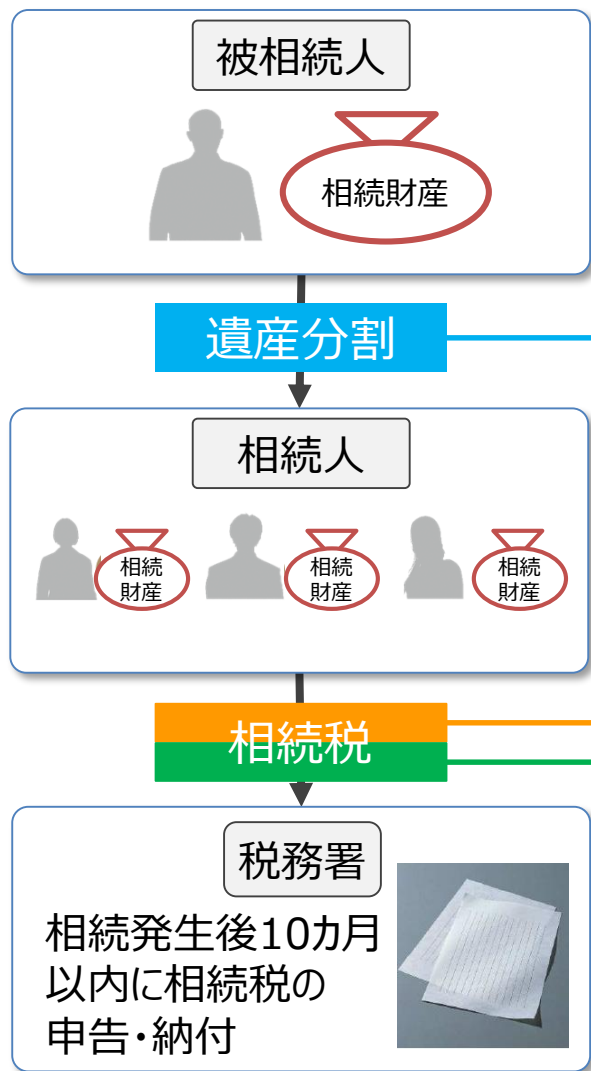
 **MetLife**
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

小松 志帆 ・ 加藤 智哉

相続について考えてみませんか？

相続の流れ



相続に関する3つの問題と対策

問題① 分割協議の不調

相続に関連して裁判所に申し立てされる件数は増加傾向にあるようです。



対策①
遺産分割

問題② 流動性資金の準備

相続発生時、すぐに現金を引出せない場合があります。



対策②
流動性資金

問題③ 多額の相続税

相続税は累進課税であるため、相続財産が多いほど税率が高くなります。



対策③
相続税の軽減

相続の現状

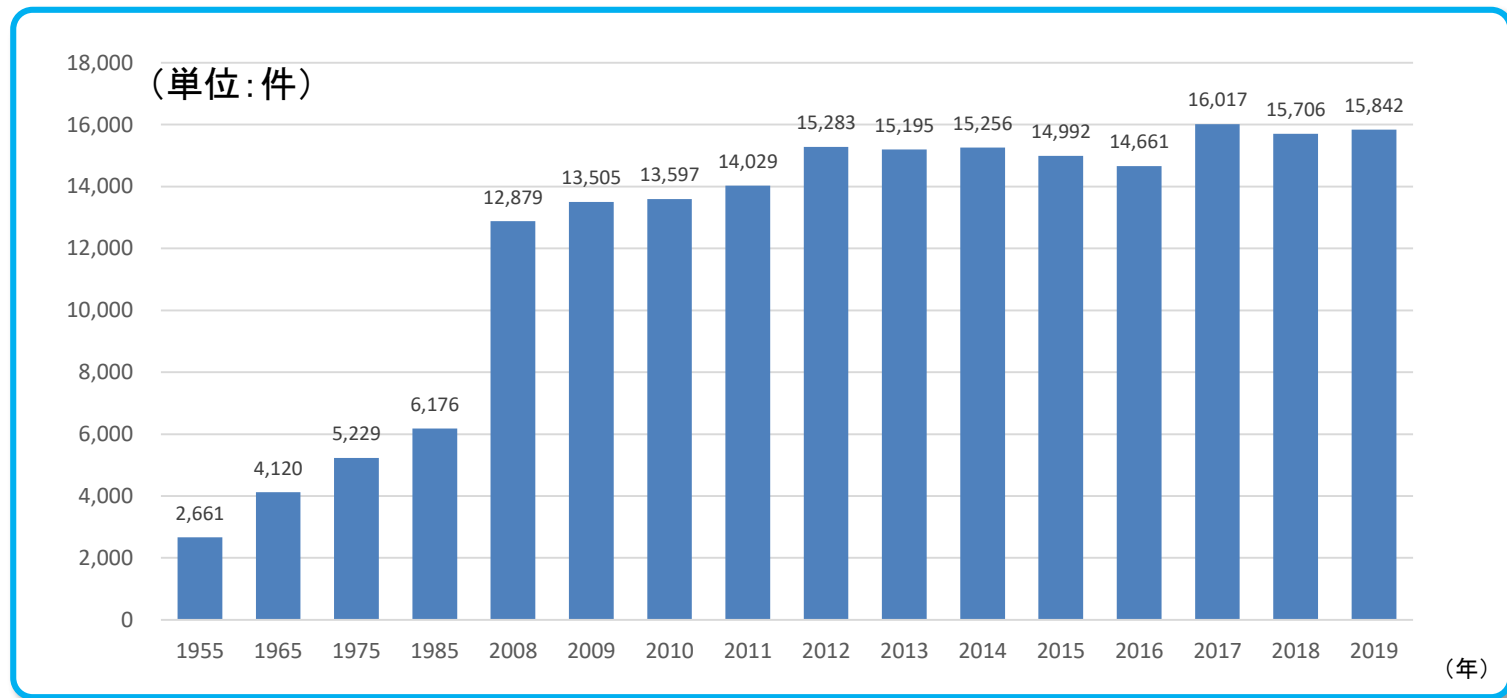
相続にまつわる数字①

令和元年の死亡者数は約138万件、

令和元年の家庭裁判所への遺産分割協議調停申立件数は15,842件でした。

この2つの数字から約87件に1件の割合で家庭裁判所での調停となっているという見方もできます。

■遺産分割事件（家事調停・審判）の新受件数の推移



【出所】厚生労働省「令和元年(2019)人口動態統計(確定数)の概況」

最高裁判所「令和元年司法統計年報 家事編」第2表 家事審判・調停事件の事件別新受件数

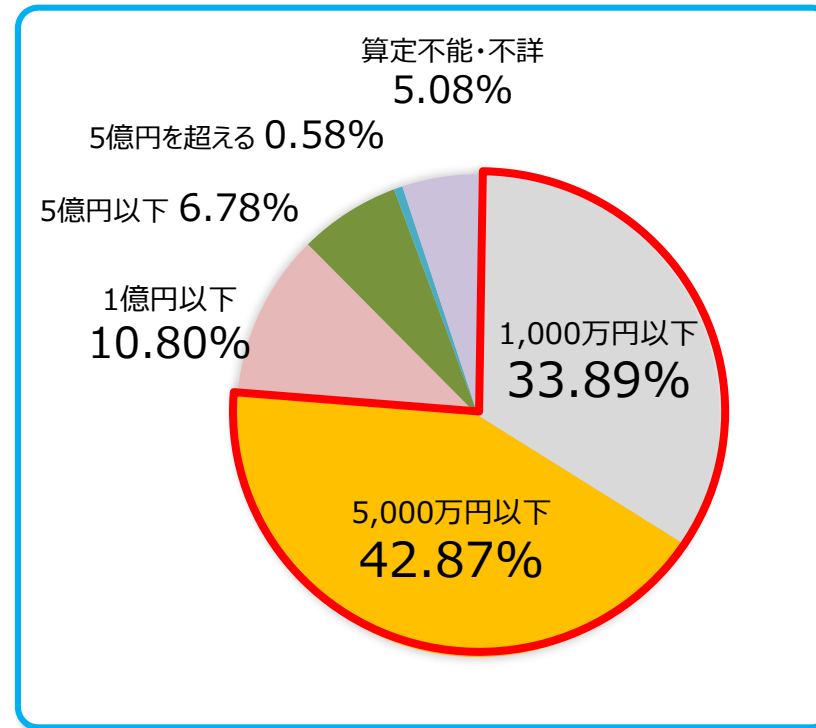
※税務のお取扱は、2020年10月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

相続の現状

相続にまつわる数字②

遺産分割でもめるのは**約4分の3**が遺産5,000万円以下

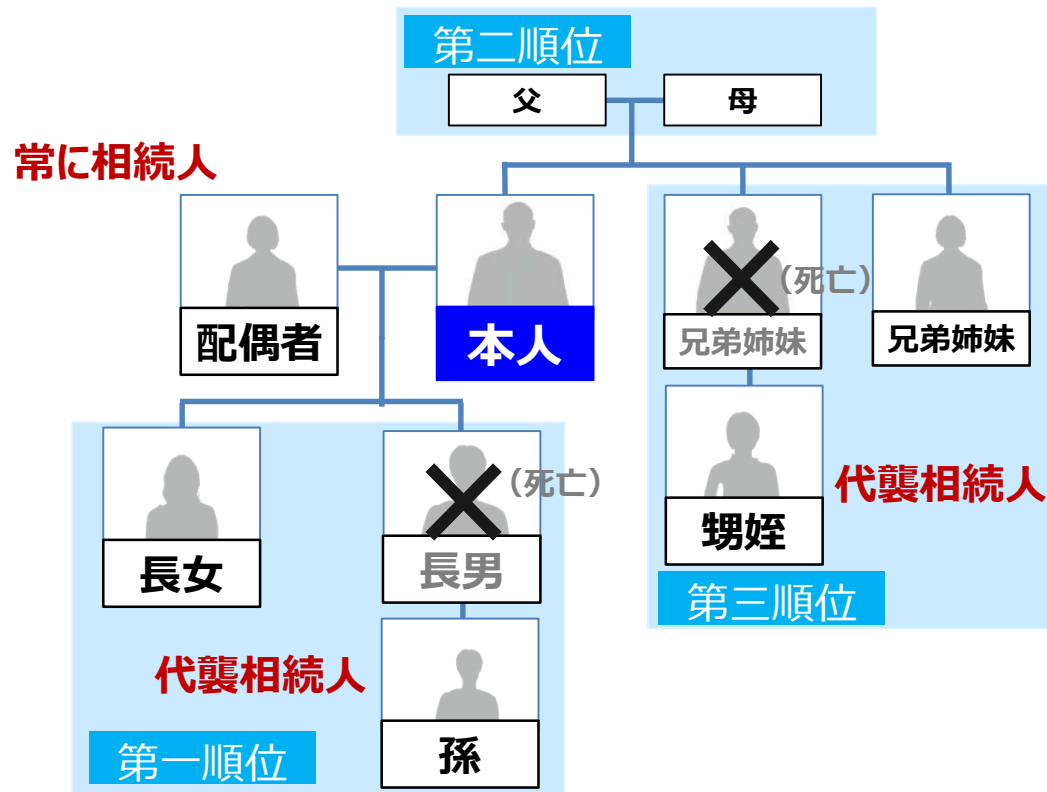
■ 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数における遺産の価額別割合



【出所】最高裁判所「令和元年司法統計年報 家事編」第52表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(「分割しない」を除く)

法定相続人とは

法定相続人と相続順位

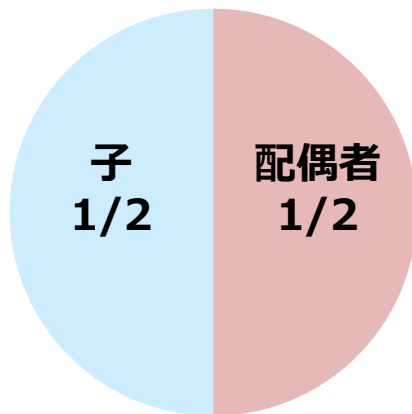


※遺言書がない場合、相続人全員による話し合い（遺産分割協議）で決めなくてははいけません。

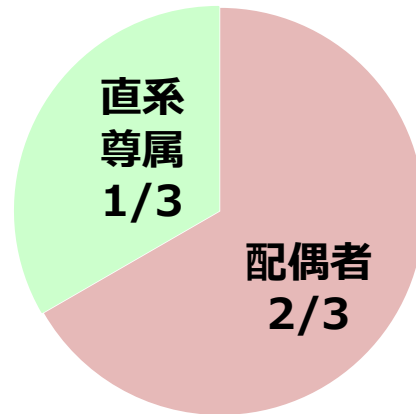
法定相続分とは

法定相続分 民法では、法定相続人ごとの財産分割割合（法定相続分）を定めています。

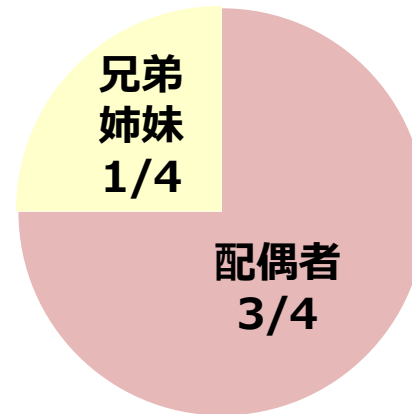
第一順位



第二順位



第三順位



配偶者のみ



法定相続分とは

遺留分制度

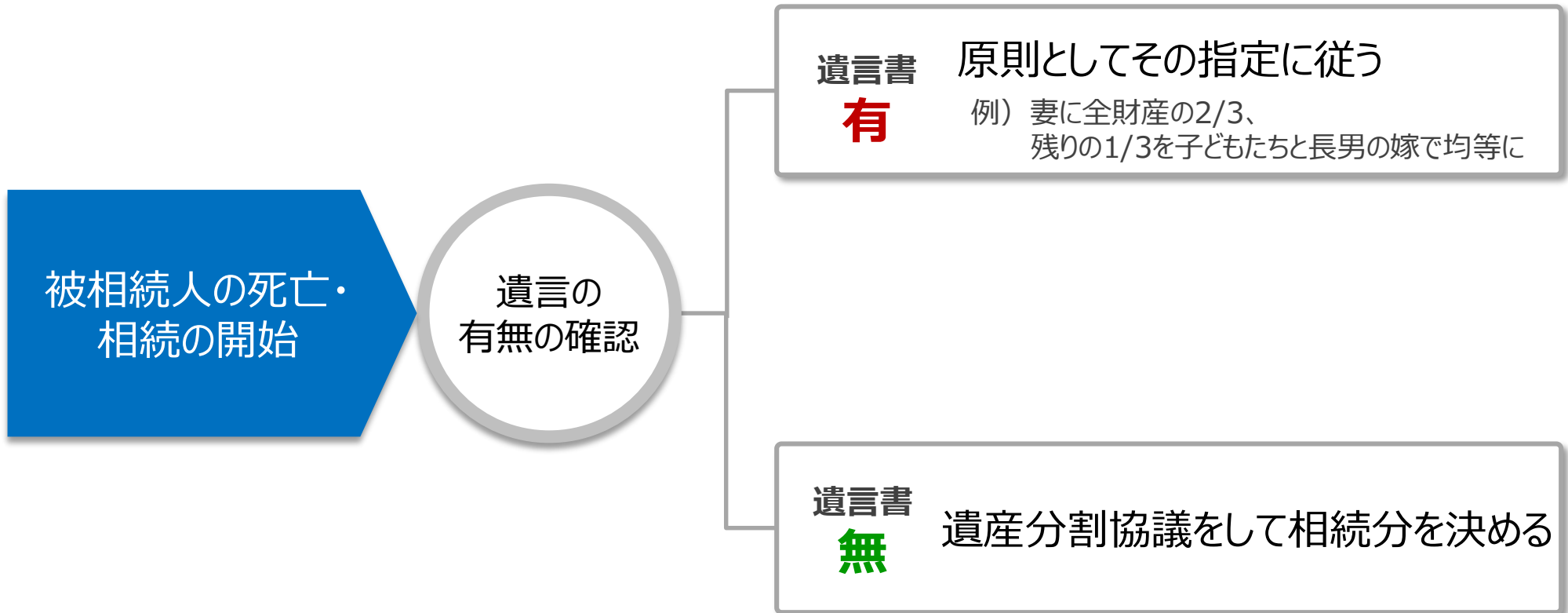
遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人が受け取ることができる、相続財産の最低限の割合です。
 遺留分を侵害されたもの（遺留分権利者）は遺留分減殺請求をすることができます。
 （遺留分を侵害され、減殺請求しうることを知った日から1年か、相続開始の日から10年で時効）

相続人の組み合わせ	遺留分の合計	各人の遺留分
配偶者と子（または孫）	1 / 2	配偶者 1 / 4 、 子 1 / 4
配偶者と直系尊属（父母や祖父母等）	1 / 2	配偶者 2 / 6 、 直系尊属 1 / 6
配偶者と兄弟姉妹（または甥姪）	1 / 2	配偶者 1 / 2 、 兄弟姉妹なし
配偶者のみ	1 / 2	配偶者 1 / 2
子（または孫）のみ	1 / 2	子 1 / 2
直系尊属（父母や祖父母等）のみ	1 / 3	直系尊属 1 / 3
兄弟姉妹（または甥姪）のみ	なし	なし

※なお、子・直系尊属・兄弟姉妹がそれぞれ2名以上いるときは、原則として均等に分けます。
 ※税務のお取扱は、2020年10月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

遺産分割対策

遺言と遺産分割協議のイメージ



遺産分割対策

一般的な遺言書について

	作成方法	作成場所	証人	作成に係る費用	保管場所	検認*1
自筆証書遺言	遺言者が全文、日付、署名など自筆で書く。 ※財産目録については手書きでなくても可	自宅など、どこでも	不要	不要	どこでも	必要
					法務局*2	不要
公正証書遺言	公証役場の公証人に口述し、作成してもらう。	公証役場	必要 (2人以上)	必要 (作成手数料)	公証役場	不要

- *1 「検認」とは、家庭裁判所が遺言の存在および内容を確認する手続のことです。
(遺言の有効性を判断するものではありません。) 検認にはたくさんの書類が必要で、手続完了まで数ヵ月かかることがあります。また別途、収入印紙代が必要です。
- *2 2020年7月10日より、自筆証書遺言を法務局に保管できる制度が開始されました。
本制度を利用して法務局に保管された自筆遺言書は「検認」が不要となります。

対策①

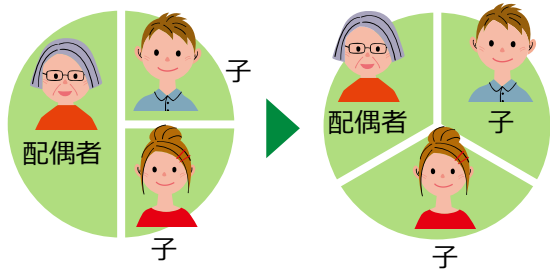
遺産分割対策として 「遺したい人を明確に」しておきましょう

- 残されたご家族が円満に遺産分割できるように、「誰に」「どれだけ」のこしたいか、ご自身のお考えを家族に伝えることが大切です。
- 遺言や終身保険等を活用することで、ご自身の想いをご家族に伝えることができます。

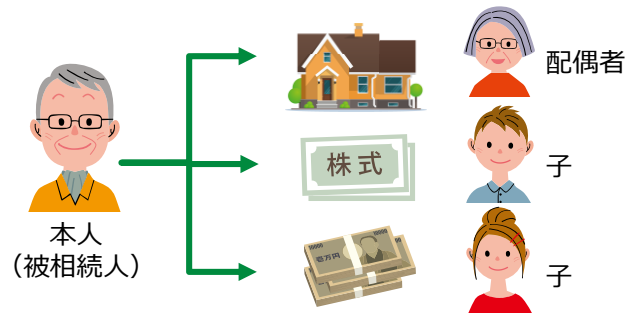
遺言でできること

法定相続割合と異なる
内容の相続分を指定できる

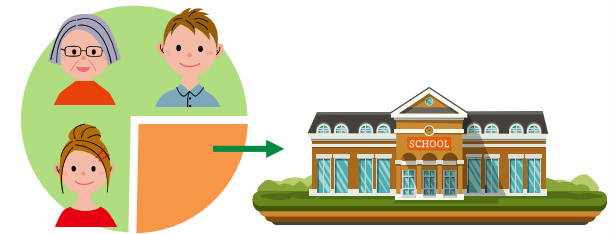
法定相続割合 遺言による指定



遺産を各相続人にどのような形で
配分するかその方法を
定めることができる



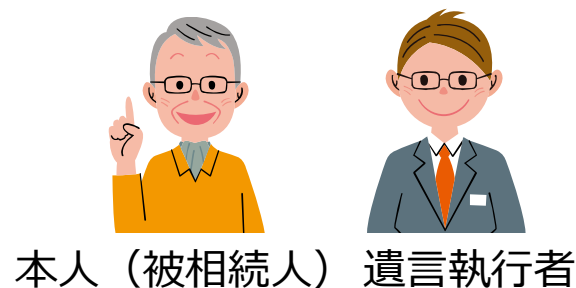
公的機関や母校の学校法人等
に財産を寄付することができる



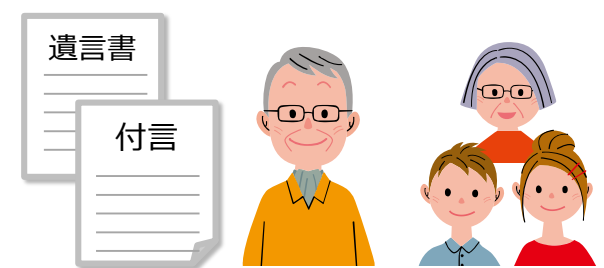
第三者に財産を
与えることができる



遺言執行者を
指定することができる



家族への想いやメッセージ等を
記載することができる



このような方に遺言書の作成をおすすめします。

〈遺言書の作成をおすすめする方〉

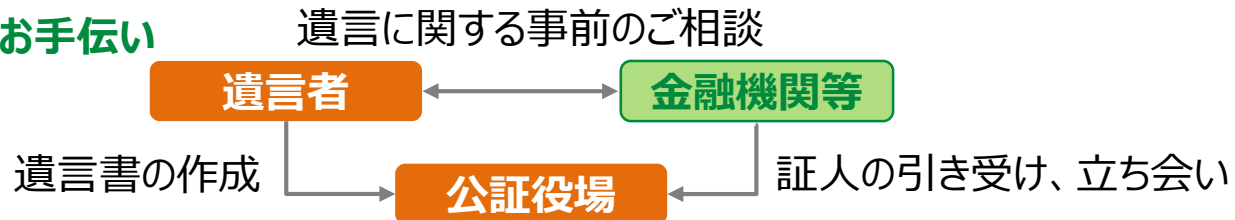
- ・ご夫婦間に子がなく、相続人が配偶者と自分の兄弟姉妹の方
- ・法定相続分にとらわれず、ご自分の意思で財産を配分したい方
- ・法定相続人以外の人に財産を遺したい方
- ・事業を営んでいる方 等

遺言信託の活用

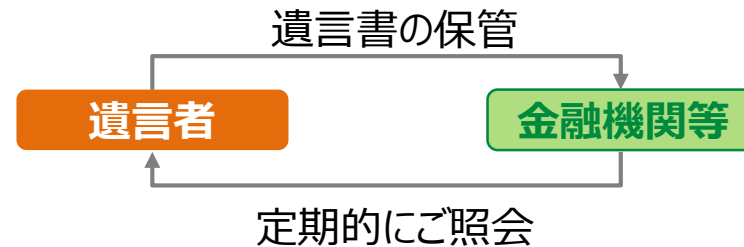


● 遺言信託のしくみ

遺言書文案作成のお手伝い



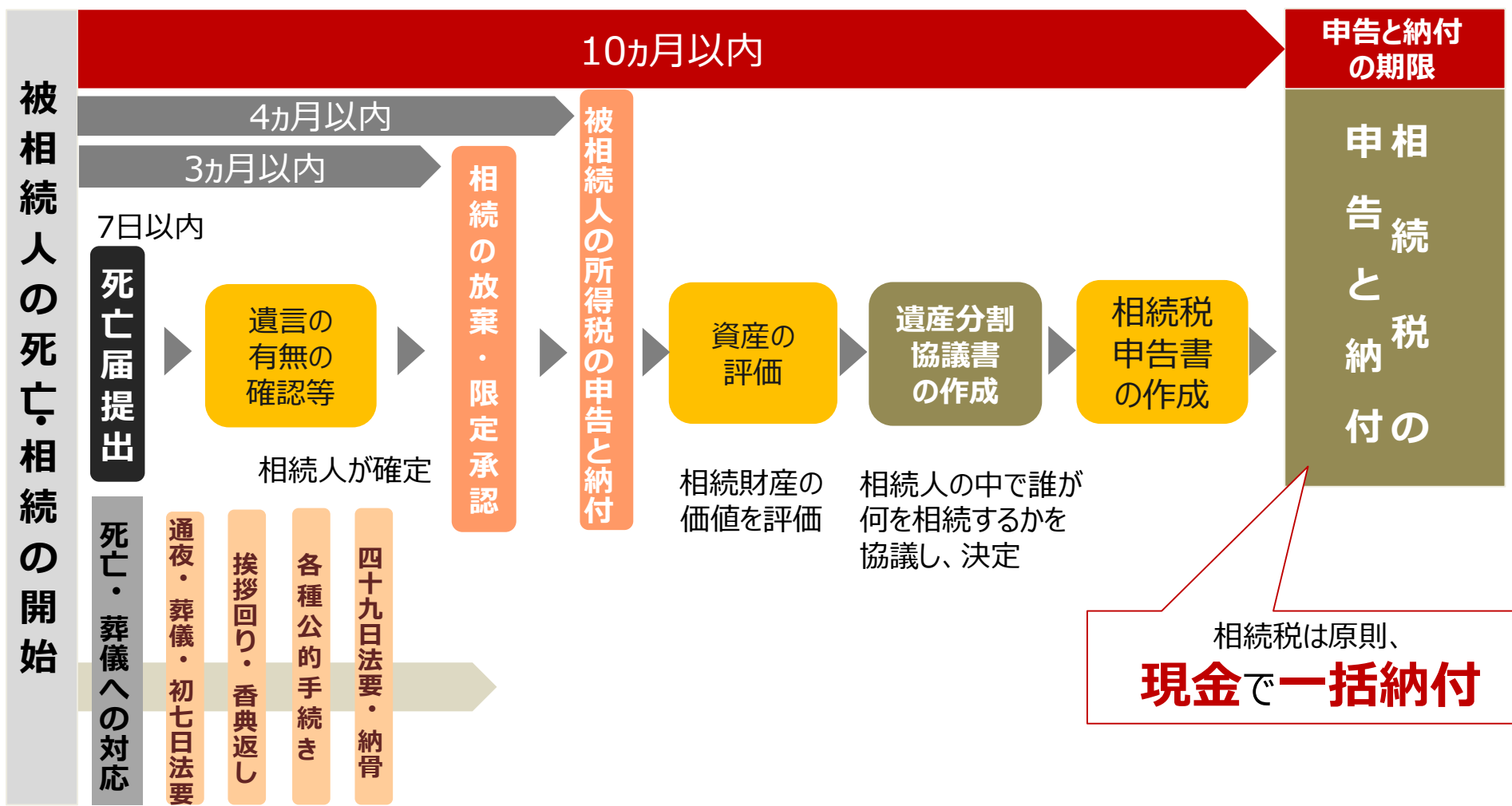
遺言書の保管



遺言の執行



相続のスケジュール



※税務のお取扱は、2020年10月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

流動性資金対策

❗ 注意 10ヵ月以内に遺産分割協議が終わらなかったら・・・



配偶者の税額軽減が受けられない*

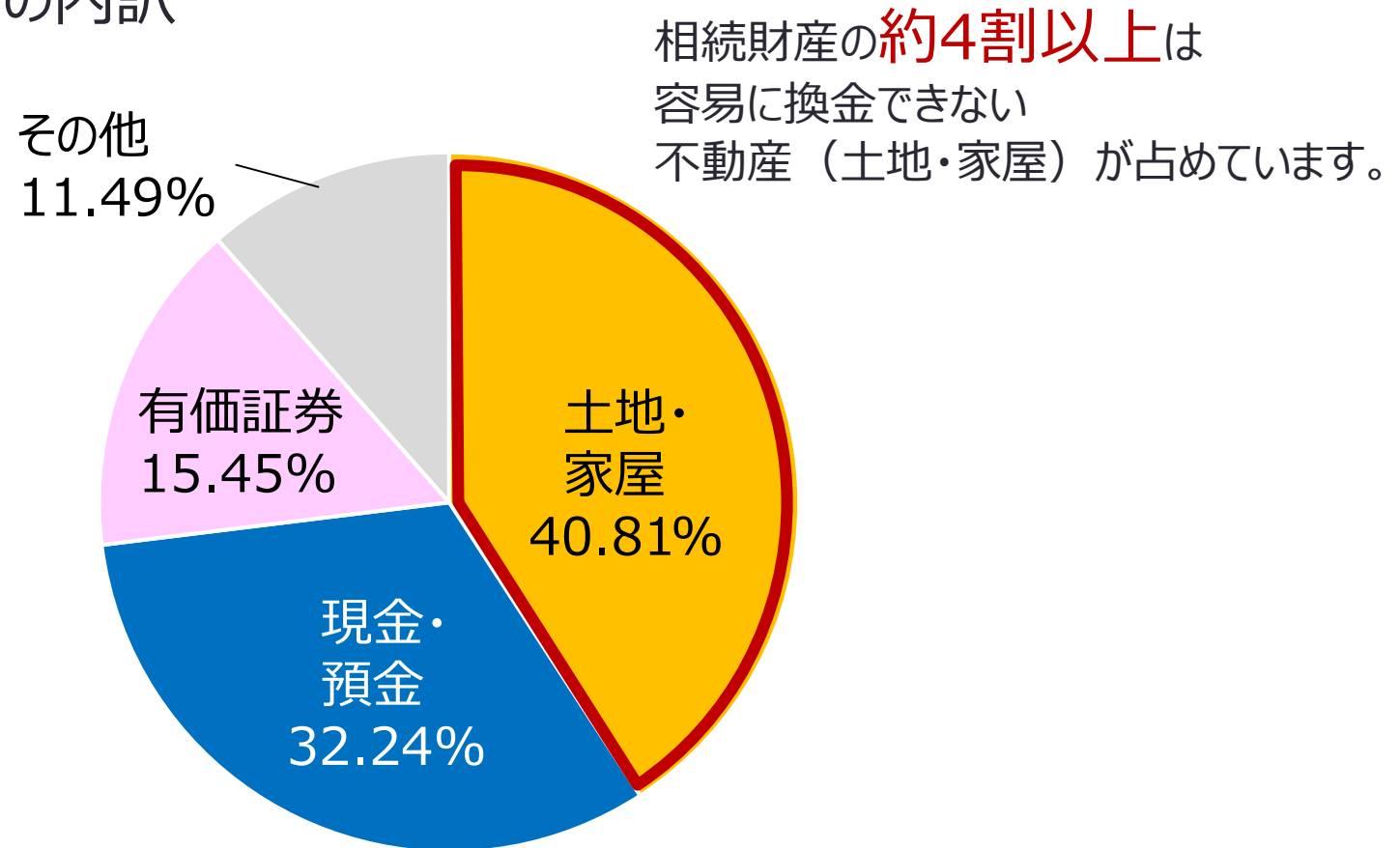


小規模宅地等の評価減が適用されない*

* 申告期限から3年以内に遺産分割された場合は適用を受けることができます。
(別途、修正申告または更正の請求が必要)

流動性資金対策

■ 相続財産の内訳



【出所】国税庁統計年報書（平成30年版）

対策②

流動性資金対策として
「すぐに使えるお金」を用意しておきましょう。

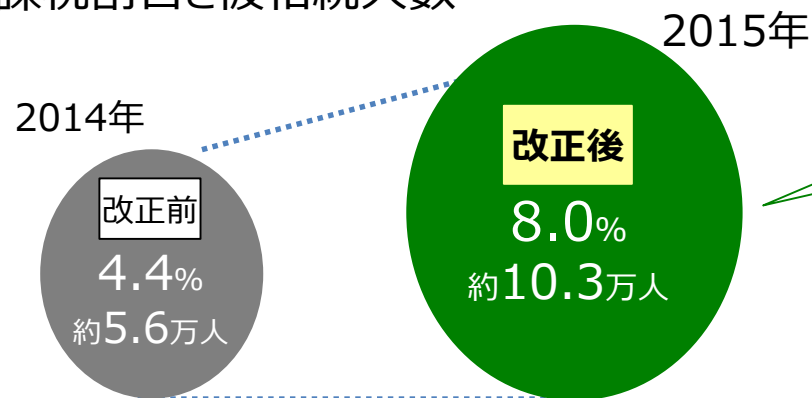
- ご家族が、当面の**生活費**や**葬儀の費用**などで困らないように、「すぐに使えるお金」を準備することが大切です。
- 預貯金は遺産分割協議の対象財産となるため、相続人全員の話し合いがまとまるまで、口座から引き出すことができません。*
- 終身保険等を活用して、「すぐに使えるお金」を準備することができます。

* 2019年7月の民法改正により、遺産分割協議が終了する前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払等のために資金が必要になった場合に、相続預金のうちの一定額について、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができるようになりました。

相続税の現状

相続税の課税対象、過去最高に。

課税割合と被相続人数



課税対象となった被相続人の数
2014年(改正前)比 **83.9%増**

2015年に相続税の申告書を提出しかつ、
相続税の納税の必要のある財産を残した被相続人は
約10万3千人となり、**100人のうち8人**が申告書
提出対象となっています。

※各年度中に亡くなられた方（被相続人数）に対する相続税
の申告書を提出し、かつ相続税の納税の必要がある財産を残
した各年度の被相続人数の割合

【出所】国税庁ホームページ「平成27年分の相続税の申告状況について」
(平成28年12月)

相続税は遺産総額が基礎控除を超える分に対し課税されます。

相続税の基礎控除額	
2014年12月31日までの相続または遺贈	2015年1月1日以後の相続または遺贈
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数*)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数*)

* 相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数

相続税の軽減対策

相続税の計算には、相続財産が多いほど税率が高くなる「累進課税」という課税方式が採用されています。

■ 相続税率の区分と相続税速算表

$$\text{※税額} = A \times B - C$$

法定相続分に応ずる取得価格 (基礎控除後) (A)	改正前*1		改正後*2	
	税率 (B)	控除額 (C)	税率 (B)	控除額 (C)
1,000万円以下	10%	0円	10%	0円
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

* 1 2014年12月31日以前に発生した相続に適用されます。

* 2 2015年1月1日以降に発生した相続に適用されます。

相続税の軽減対策

対策③

相続税の軽減対策として
「相続財産の評価額を減らす」ことも
有効な方策の一つです。

- 大切なご資産をより多くご家族にのこすための対策は、早い時期から計画的に実施しておくほど効果が高くなります。
- 生前贈与や生命保険の非課税枠を活用することで、相続税の負担を軽減することができます。あらかじめ準備しておきましょう。

生前贈与の活用



暦年贈与（暦年課税制度）

基礎控除額の年間110万円まで、
非課税で贈与できます。

子や孫の将来のために
お金を渡していきたい



贈与者



**年間110万円
以内*1**



受贈者*2
(子・孫等)

*1 1月1日から12月31日までの1年間に受贈者
(贈与を受ける方) 1人につき、110万円以内の
年間受贈額合計の場合。

*2 複数の受贈者に贈与できます。
※ 相続時精算課税制度を選択した場合は、
同じ贈与者からの贈与について、左記の
ような暦年課税制度を選択できません。

生前贈与の活用

贈与にはこんな方法もあります。



子や孫へ結婚・子育て資金を支援したい

結婚・子育て資金の一括贈与に係る
贈与税非課税措置



贈与者

贈与税は「非課税」

年間1,000万円
以内*3



受贈者
(子・孫等)

*3 祖父母・父母等から20歳以上50歳未満の子・孫等に結婚・子育て資金を贈与した場合、受贈者ひとりにつき「1,000万円」までのうち、「結婚資金は300万円」まで。

※非課税で一括贈与できるのは2021年3月31日までです。



子や孫へ教育資金を支援したい

教育資金の一括贈与に係る贈与税
非課税措置



贈与者

贈与税は「非課税」

年間1,500万円
以内*4



受贈者
(子・孫等)

*4 祖父母・父母等から30歳未満の子・孫等に教育資金を贈与した場合、受贈者ひとりにつき「1,500万円」までのうち、「学校等以外（塾・習い事等）へのお支払いは500万円」まで。

※非課税で一括贈与できるのは2021年3月31日までです。

お客さま一人ひとりのニーズにあった金融商品やサービス

いつでも引き出せて安心な

**普通預金
定期預金** 等

-  ためる
-  ふやす
-  つかう

大切な家族に想いを遺す

**遺言信託
金銭信託** 等

-  のこす

大切な方へ遺せる
少しでもふやして渡せる

**終身保険
(一時払、平準払)** 等

-  ふやす
-  そなえる
-  つかう
-  のこす

多彩な種類で分散投資
**投資信託
外債・外貨預金
ファンドラップ** 等

-  ためる
-  ふやす
-  つかう

運用成果を年金として
受け取り、万一の死亡保障も

個人年金保険 等

-  ふやす
-  つかう
-  のこす

備えて安心

**医療保険
子ども保険** 等

-  そなえる
-  のこす

○ 上記の商品カテゴリーはあくまでも例示です。各カテゴリーに記載のない商品も含めて、お客さまのニーズにあった商品をご検討ください。

○ 上記でご案内するしくみ図は、三井住友銀行が取扱商品の主な特徴、商品性等をもとに表示したイメージであり、実際に商品に投資した場合と、特徴・商品性は異なります。また、将来の運用成果等を保証するものではありません。

○ 上記でご案内する商品には、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動を直接の原因として、投資した資産の価値が投資元本を割り込む「元本割れ」や損失が生じる等のリスクがあります（リスクの詳細は商品毎に異なります）。また、購入・保有・解約等にかかる手数料は、商品毎に異なりますので表示することができません。各商品のリスクや手数料等については、各商品の説明書等でご確認ください。説明書等は、窓口にてご用意しております。

○ 外資建ての金融商品の場合、上記しくみ図上は、運用実績が投資元本を下回らないような表示になっていても、円貨に換算する場合は実際の運用実績は投資元本を下回る可能性があります。

※ 税務のお取扱は、2020年10月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

生命保険でできること

相続なんて関係ないと思っていたけど、考えたほうが良さそうだな。



相続対策って具体的にどうしたらいいのかしら？

相続対策には、遺言や生命保険のしくみ等を活用することができます。

では、相続財産に占める生命保険金などの割合は？

申告財産の中に生命保険金などがあった人は、
被相続人数合計116,341人のうち33,585人（全体の**約3割弱**）

▶ **相続対策で生命保険を活用されている人は意外と少ないんです。**

【出所】国税庁「統計年報（平成30年度）」

生命保険でできること

相続に関する3つの対策

対策①遺産分割

「遺したい人を明確に」



対策②流動性資金

「すぐに使えるお金」



対策③-1相続税の軽減

「相続財産の評価額を減らす」



対策③-2相続税の軽減

「相続財産を減らす」



生命保険でできること

死亡保険金受取人の指定

速やかな死亡保険金の受取

生命保険金の非課税枠の活用

生前贈与の活用

生命保険は、指定する特定の方に**名前を付けてお金を遺すこと**ができます。

お金に名前をつけられる

- 死亡保険金または死亡給付金（死亡保険金といいます）は、受取人に指定された人の固有の財産*（**遺産分割協議の対象外**）とされています。

* ただし、最高裁の判決において、諸般の事情を考慮して相続人の間で著しく不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象となるとされています。

事例
1

自宅以外の資産はないし、同居している長男に自宅を遺すと次男に遺すものがない。
遺留分相当額だけでもなんとかしないと…



死亡保険金受取人

A light blue rectangular box containing a yellow circle with the words '死亡保険金' (Life insurance proceeds). A blue arrow points from the circle to the text '次男' (Second son).

※ただし別途、次男から本来の相続財産に対する遺留分の権利を主張される可能性があります。

事例
2

長男の嫁に介護ですごくお世話になった。長男の嫁にも財産を遺してあげたい。

死亡保険金受取人

長男の嫁

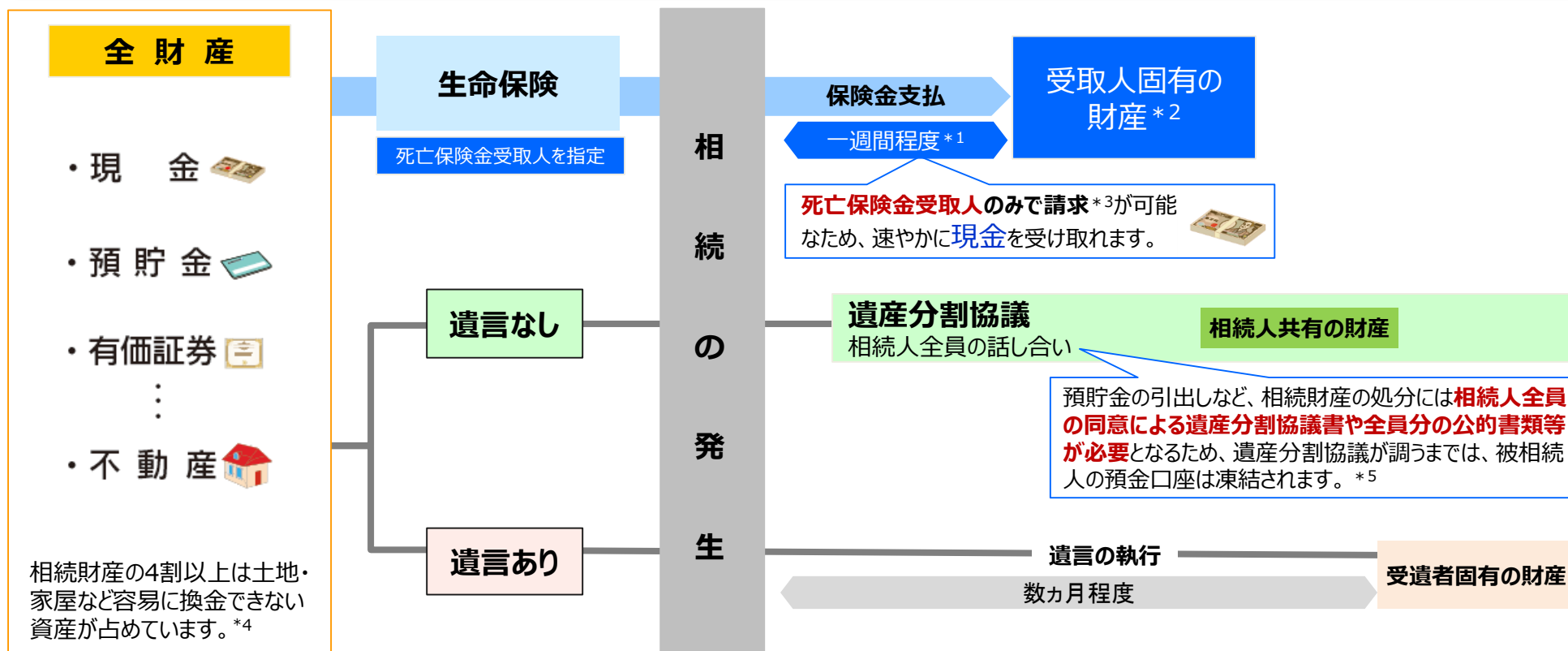
死亡保険金受取人に指定することで、法定相続人以外でも財産を遺すことが可能です。

※ただし、生命保険金の非課税枠の適用は受けられません。

生命保険の死亡保険金で、**すぐに使えるお金**の準備ができます。

死亡保険金は「**通常一週間程度***¹」でお支払となります。

速やかにお金を受け取れるので、相続税の納税資金や生活費、葬儀費用などに活用できます。



*¹ 死亡保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、日数を要することがございます。

*² ただし、最高裁の判決において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象となるとされています。

*³ 死亡保険金受取人が複数人指定されている場合は、受取人全員の完備された請求書類が揃った後のお支払となります。

*⁴ 出所：国税庁統計年報（平成28年度版）

*⁵ 2019年7月の民法改正により、遺産分割協議が終了する前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払等のために資金が必要になった場合に、相続預金のうちの一定額について、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができるようになりました。

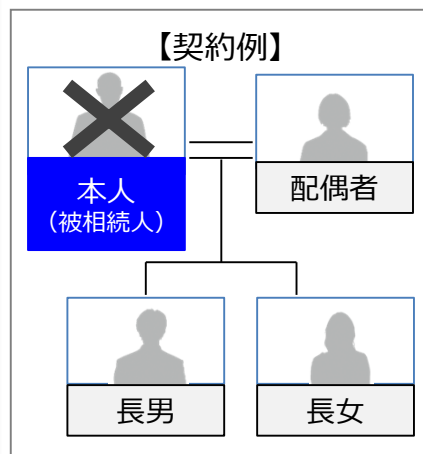
※税務のお取扱は、2020年10月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

生命保険には相続税の**非課税枠**があります。

生命保険金（死亡保険金）は
「500万円×法定相続人数*」までが非課税となります。

- * 死亡保険金受取人の数ではなく、法定相続人の数。
非課税金額を計算する際の法定相続人数には相続放棄をした人も含めます。
相続放棄をした本人は生命保険の非課税枠の適用を受けることはできませんが、
死亡保険金を受け取ることはできます。

■ 法定相続人が配偶者・子2人で遺産総額1億円を法定相続分通りに分割した場合



生命保険未加入の場合

1億円	–	4,800万円*	=	5,200万円	▶	315万円
遺産総額		遺産にかかる 基礎控除額		課税遺産総額		相続税額

死亡保険金1,500万円の生命保険に加入していた場合

1億円	–	1,500万円	–	4,800万円*	=	3,700万円	▶	207万円
遺産総額		生命保険金の 非課税枠		遺産にかかる 基礎控除額		課税遺産総額		相続税額

相続税額
108万円
軽減

* 3,000万円 + 600万円 × 3名（法定相続人数） = 4,800万円

※「生命保険に未加入」の場合については、遺産総額を各相続人が法定相続分により取得したものとして計算し、
「生命保険に加入（契約者・被保険者＝被相続、受取人＝相続人）」の場合については、遺産総額から生命保険金を
控除した金額を各相続人が法定相続分により取得したものとして計算しています。

※課税価格＝相続財産－債務、葬式費用

※法定相続人が法定相続分により相続した場合の相続税額です。

※税額控除等は配偶者の税額軽減のみとし他の特例や控除等は考慮していません。

※税額は万円未満を切り上げていますので、実際の税額とは若干の相違があります。

生命保険金の非課税枠を活用するポイント

- ① 契約形態は「契約者＝被保険者＝被相続人」かつ「死亡保険金受取人＝相続人」
- ② 保障期間が決められている保険（定期保険・養老保険）よりも保障期間が
一生涯続く終身保険が有効

知っておきたい 「非課税枠」のこと①

死亡保険金受取人は
別居・別生計でも
「生命保険金の非課税枠」は
適用されます。

知っておきたい 「非課税枠」のこと②

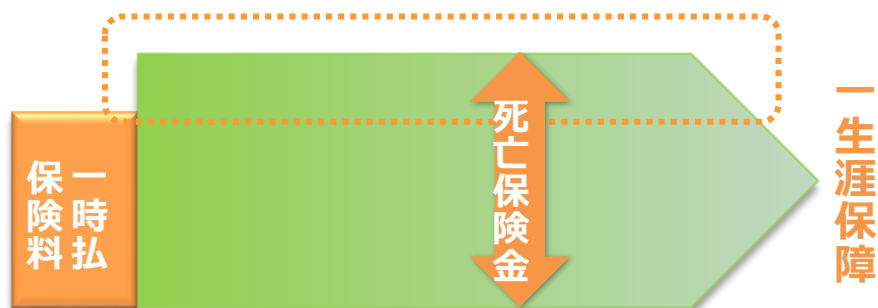
孫を死亡保険金
受取人にした場合は、
原則
「生命保険金の非課税枠」は
適用されません。

いろいろな生命保険のかたち

相続に関する3つの対策（①遺産分割②流動性資金（キャッシュフロー）③相続税の軽減）のため、さまざまなタイプの生命保険のラインナップをご準備しています。以下はその一例です。

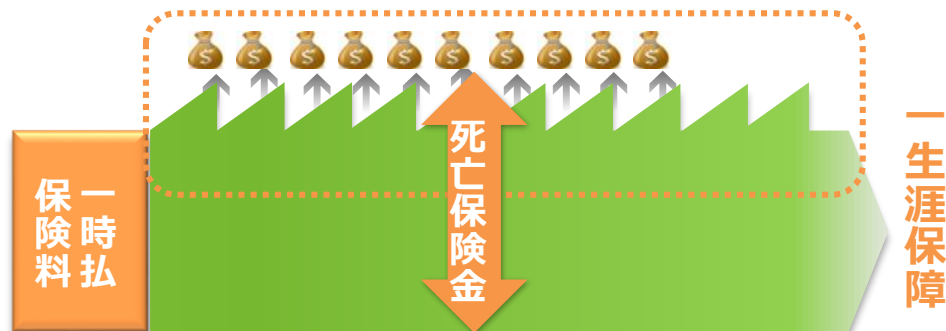
ご契約当初から一時払保険料よりも
高い死亡保障が得られるタイプ

イメージ図



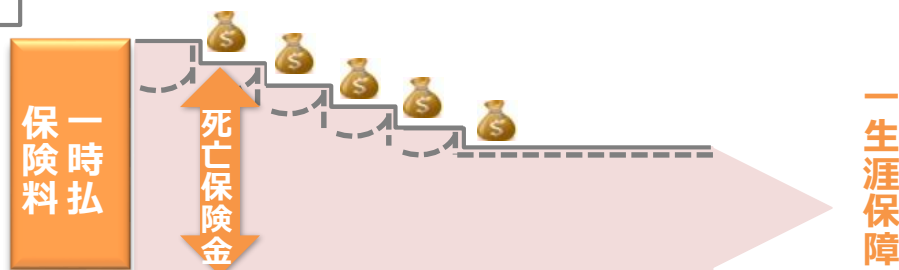
定期的に資金を受け取りながら、
一時払保険料相当額の死亡保障があるタイプ

イメージ図



定期的に生存給付金を受け取るタイプ

イメージ図

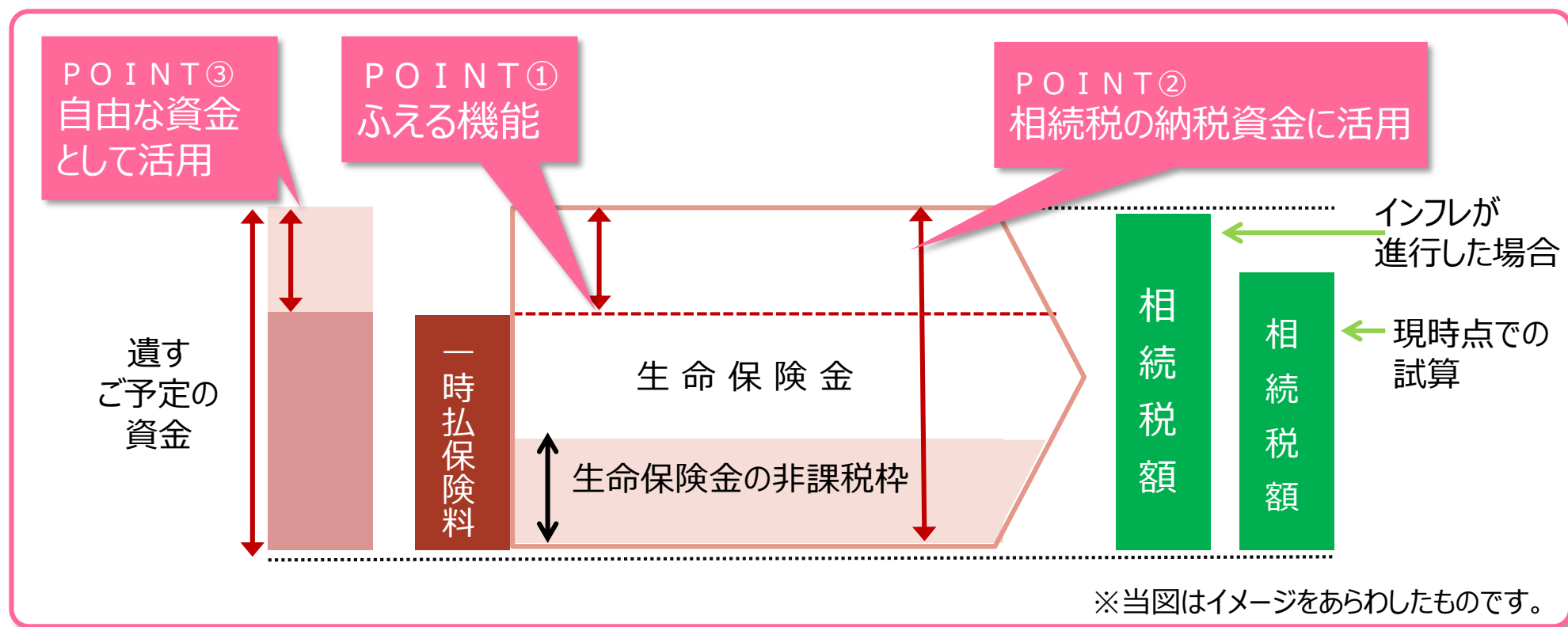


※上記図はあくまでもイメージ図であり、この資料で全ての内容の説明を行っているわけではありません。

※税務のお取扱は、2020年10月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱については、所轄の税務署等にご確認ください。

生命保険の「**ふえる機能**」で納税資金の準備やインフレ進行対策、資金の有効活用等も可能となります。

相続税の納税額が上振れることも考えられます。その時に大切な家族が困らないように「ふえる機能」を活用しましょう。



ご留意いただきたい事項

■ 本資料に関して

本資料はセミナー用に作成された資料です。本資料は信頼できるとされる資料を基に作成しておりますが、データ内容の正確性や完全性については、これを保証するものではありません。またその記載内容についてメットライフ生命はいかなる責任を負うものではありません。具体的な生命保険のご検討・お申込みにあたっては、個別商品の「パンフレット」、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

■ 募集代理店に関して

生命保険や個人年金保険の保障は、各商品の引受保険会社が行っており、募集代理店はこれらに一切関与していません。

■ 生命保険募集人に関して

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと生命保険会社との保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、引受保険会社の承諾があったときに有効に成立します。

■ 引受保険会社に関して

引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合「生命保険契約者保護機構」において契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも契約時の年金額、保険金額等が削減されることがあります。

■ 税制改正に関して

税務のお取扱いは、2020年10月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■ 支払査定時照会制度に関して

保険金・共済金などのご請求があった場合等に、生命保険会社、共済団体が、必要に応じて、他の生命保険会社、共済団体に対して保険・共済契約に関する事項について、生命保険協会を経由して相互に照会を行い、情報の提供を受けて、お支払いの判断または解除、取消もしくは無効の判断の参考とさせていただくことがあります。

本資料では、生命保険に関する内容を記載しています。

生命保険には、特定保険契約*に含まれるMVA（解約払戻金等の受け取りの際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約払戻金等に反映される仕組み）を利用した定額保険、外貨建定額保険、および変額保険があり、それぞれ「損失が生じるおそれがあるリスク」および「費用の負担」がありますので、次の点についてご確認ください。また、特定保険契約では商品ごとにお客さまの判断に影響を及ぼす重要な事項があります。詳しくは商品ごとの「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」や「ご契約のしおり・約款」等にてご確認ください。

*特定保険契約とは、投資性金融商品をご利用になるお客さまを保護することを規定している「金融商品取引法」が準用される市場リスクを有する生命保険を指します。

【MVAを利用した定額保険および外貨建定額保険での主なリスクについて】

■ **市場リスク** MVAを利用した定額保険（外貨建定額保険を含む）を解約する場合、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ **為替リスク** 外貨建定額保険は、外国為替相場の変動による影響を受けます。したがって、死亡保険（給付）金、年金、解約払戻金等を契約通貨以外に換算した際には、為替相場の変動により保険契約締結時の同通貨に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【変額保険での主なリスクについて】

■ **市場リスク等** 変額保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険（給付）金額、年金額、解約払戻金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、年金額、解約払戻金等のお受け取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【特定保険契約における費用の負担について】

■ **ご契約者にご負担いただく諸費用のうち主なものは以下のとおりです。** ※費用の合計は、下記を足し合わせた金額となります。

○ 保険契約関係費・・・ご契約の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、契約の締結・成立・維持・管理に必要な経費です。

○ 資産運用関係費・・・投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

○ 解約控除・・・契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額です（解約時に発生いたします）。

【セミナーに関する留意点】

- 本セミナーでは、金融商品の商品性等についてご紹介を行う場合があります。
- また、セミナー終了後に、セミナーでご紹介する商品等の勧誘を行うことがあります。

【その他の留意点】

- このご案内は具体的な商品をご説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証のないリスク性商品のご購入やご売却、保有にあたっては、手数料等をご負担いただきます。
- リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込む等のリスクがあります。
- リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。
- 商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または販売用資料等でご確認ください。
- この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- この資料で使用している各種データは過去の実績に基づくものであり、将来にわたって保証されるものではありません。